「学校開放管理システム再構築業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「学校開放管理システム再構築業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 プロポーザルの実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、評価基準書及び業務 説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

- 第3条 提案者は以下の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、種目「316: コンピュータ業務」の細目「A:ソフトウェア開発・改修」の登録を認められている者であること。 (ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を 特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。)
 - (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(提案書の内容)

- 第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 業務実施方針及び手法
 - (2) 会社の業務経歴と取り組み
 - (3) 予定技術者の経験及び業務実施能力
 - (4) 参考見積と技術提案内容との関係
 - (5) その他追加提案

(評価)

- 第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 業務実施方針及び手法の妥当性・実現性
 - (2) 会社の業務経歴と取り組み
 - (3) 予定技術者の経験及び業務実施能力
 - (4) 参考見積と技術提案内容との関係
 - (5) その他追加提案
 - (6) ヒアリング
 - 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価において、次の事項がある場合は失格とする。
 - (1) 参考見積書において、令和6年度の見積合計額が概算業務価格の上限の95,000 千円を超える 場合
 - (2) 代替案の提案が無く、機能要件及び帳票要件に示す必須要件(A要件)を実現できない場合
 - (3) 評価基準書 大項目1「業務実施方針及び手法」の各評価委員の評価の合計点が満点の60% (126点) に満たない場合
 - (4) 評価基準書 大項目「業務実施方針及び手法」のうち、1項目でも最低の評価(E評価)があった場合
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
 - 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委 員 長 教育委員会事務局施設部長 (第一業選委員)

副委員長 教育委員会事務局学校教育企画部長 (第一業選委員)

- 委 員 教育委員会事務局学校支援・地域連携課長 (業務所管課) 教育委員会事務局南部学校教育事務所指導主事室長 デジタル統括本部デジタルデザイン室担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。ただし、ヒアリングは、提案者間の公平性が担保される場合には、委員の5分の4以上の出席がなくても実施できるものとする。また、評価委員会は原則として対面での開催とするが、やむを得ない場合、書面等の代替の方法での開催も可能とする。
- 5 受託候補者の特定は、評価委員会の各委員の評価点数の合計が最も高い提案者を第一順位とする。評価の合計点が同点である場合には、次の基準により比較し、第一順位を決定する。

- (1) 全ての評価項目においてA評価が最も多い提案者を第一順位とする。
- (2) 上記(1)の基準によりなお、第一順位が決定しない場合は、評価委員の多数決により、第一順位を決定する。
- (3) 上記(2)の基準によりなお、第一順位が決定しない場合は、委員長が副委員長と協議し決定する。
- 6 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の 事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和5年12月19日から施行する。